

株式会社シー・エス・ランバー 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社シー・エス・ランバーと称し、英文では C.S. LUMBER CO., INC と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般建築用資材の販売および加工請負業
2. 一般注文建築の請負業
3. 一般建築物の設計および構造計算
4. 不動産の賃貸業
5. 自動車、工具器具備品のリース業
6. 建物の増改築およびリフォーム
7. ソフトウェアの開発およびレンタルならびにリース
8. 倉庫業
9. 産業廃棄物処分業および産業廃棄物収集運搬業
10. 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を千葉県千葉市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、5,994,000 株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故が

あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 18 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任および解任)

- 第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
- 4 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 24 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任の一部免除)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 31 条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任の一部免除)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 423 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

(剩余金の配当等)

第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

- 2 当会社は、毎年 5 月 31 日または 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剩余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
- 3 当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(期末配当金等の除斥期間)

第 48 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

- 1 定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）がなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(制定・改定)

| | |
|-------------|---------------------|
| 昭和 58 年 3 月 | 会社設立定款 |
| 昭和 63 年 1 月 | 決算期変更のため改定 |
| 昭和 63 年 5 月 | 目的変更のため改定 |
| 平成 6 年 1 月 | 法改正（監査役任期）により改定 |
| 平成 6 年 7 月 | 会社が発行する株式の総数変更のため改定 |
| 平成 7 年 6 月 | 商号変更のため改定 |
| 平成 12 年 3 月 | 本店所在地変更のため改定 |

| | |
|------------------|---|
| 平成 12 年 9 月 | 授權株式数変更のため改定 |
| 平成 12 年 10 月 | 授權株式数変更のため改定 |
| 平成 13 年 1 月 | 株式取扱規則制定に伴い改定 |
| 平成 13 年 10 月 | 商法改正に伴い改定 |
| 平成 14 年 6 月 | 目的事項変更のため改定 |
| 平成 14 年 7 月 | 目的事項変更のため改定 |
| 平成 15 年 2 月 | 会社関係書類の電子化及び監査役任期変更のため改定 |
| 平成 16 年 2 月 | 目的事項変更及び商法改正のため改正 |
| 平成 17 年 2 月 | 監査役に関する規定を別章とするため改定及びその他、条数の変更、条文の移設、表現方法及び字句の修正等に伴う定款の整備 |
| 平成 18 年 2 月 | 目的事項追加のため改定 |
| 平成 19 年 2 月 | 目的事項の変更並びに会社法および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う改定 |
| 平成 22 年 2 月 | 取締役の任期を 1 年に改定 |
| 平成 26 年 2 月 | 株券の不発行及び社外取締役、社外監査役との責任限定契約締結に関する改定 |
| 平成 28 年 2 月 | 本店所在地変更のため改定 |
| 平成 29 年 2 月 22 日 | 英文表記追加、目的変更、公告方法変更、発行可能株式総数変更、譲渡制限廃止に伴い諸規定廃止、自己株式取得追加、単元株式設置、インターネット開示、責任一部免除追加、監査役会設置、会計監査人設置、期末配当金取締役会決議、中間配当金および除斥期間追加 |
| 平成 31 年 2 月 26 日 | 事業年度の変更に伴う改定 |
| 2020 年 8 月 27 日 | 目的事項変更のための改定 |
| 2022 年 8 月 30 日 | 電子提供措置導入に伴う改定 |